

環境省 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
40	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	飼い主登録を徹底するための登録窓口の一元化	環境省が推進するマイクロチップによる登録と、厚生労働省が所管する狂犬病予防法に義務づけられる犬の登録制度については、二重登録制度となっており、双方の推進の妨げとなっている。 特に、申請者である飼い主からすれば、狂犬病の登録、マイクロチップの装着のため、それぞれの窓口で登録する必要があり、それぞれで手数料を負担しており、申請者の事務負担・費用負担の観点から非効率である。 (参考)犬の登録手数料3,000円、狂犬病予防注射3,000円、マイクロチップのデータ登録料1,000円(チップ装着代等は別) マイクロチップデータの登録については、狂犬病法第4条に基づく登録原簿への記載にデータに新たに一つデータを追加することで対応できると考えられ、市町村側の負担も少ないと思われる。 また、登録窓口が一元化され、所有者明示と狂犬病予防接種が推進されることで、例えば迷散された犬や迷子犬の犬が保護された際、その犬のマイクロチップの登録情報から狂犬病予防接種の状況が確認できたり、仮に狂犬病の犬が保護された場合、当該犬の所有者の居住地から、当該地域における速やかな予防措置に取り組みることができたりするなど、県としての広域的な狂犬病予防対策にもつながる。	・飼い主登録が徹底されるとともに、登録制度の合理化が図られる。 ・飼い主の費用負担が軽減される。	狂犬病予防法第4条 動物の愛護及び管理に関する法律第7条 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について (平成18年1月20日環境省告示第23号)第4(2)イ	厚生労働省、環境省	徳島県、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県		福島県、新潟市、神山市、高松市	○飼養される犬のうち小型犬が占める割合が増えたため、室内飼いが増加している。未登録犬の発見が困難であるため、狂犬病予防法の登録の義務が形骸化する恐れがある。任意団体でのマイクロチップの登録と、狂犬病予防法による登録が一元化されれば、未登録の防止と、犬の逸走時や狂犬病が疑われる事例が発生した場合の初期対応に効果があると考え。またマイクロチップは、複数の団体が管理している現状では効果が薄く、少なくとも横断的に検索できる仕組みづくりが必要と思われる。 ○厚生労働省が所管する狂犬病予防法に基づく犬の登録制度と、環境省が推進する犬へのマイクロチップ装着は、どちらも犬の所有者を明らかにするための手段であるが、犬の所有者にとっては2重の負担となり、過分の負担をかけている。この点を踏まえ、所有者登録を推進するためには、狂犬病予防法が定める鑑札に代わるものとして、マイクロチップを定め、その情報を管理するルールを設ける必要がある。 ○各市町村で使用される犬の登録等のデータは、業者が構築したシステムで管理していることが多く、登録項目を1つ増やすだけでも仕様変更となり、それに伴う費用が生じる可能性がある。また、登録や注射の受付を委託している獣医師等においても、登録等データを独自のシステムで管理していることが多く、同様の支障が生じると考えられる。現在、登録等データは各々のシステム等で管理しており、転入や転出があれば、文書により登録等情報を送付しあっている。マイクロチップ等の登録窓口を一元化するのであれば、データシステムについても国で一元化を行うことで、各市町村におけるシステム等の管理や、登録等のデータを市町村同士でやり取りすることはなくなるため、事務負担や費用負担が激減する。また、市町村に限らず、都道府県や警察等からもそのシステムで照会できるようにすれば、迅速に犬の所有者を発見することが可能となり、効率化を図ることができる。 ○飼い主の負担を軽減することによって、所有者明示が推進され、県に引き取られた犬の飼い主への返還率が向上する可能性が高くなるという効果が期待できる。 ○放浪犬を捕獲した際に、鑑札を装着しているケースはほとんどなく、飼い主の特定が困難なことが多い。マイクロチップの装着を含めた飼い主登録が徹底されることにより、迅速に飼い主の特定を行うことができる。	犬等のマイクロチップの情報登録については、動物の所有明示を図る観点から、民間団体によって任意で行われています。一方、犬の狂犬病予防法の登録については、狂犬病の発生の予防及びまん延の防止の観点から、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)上の義務として行われています。 狂犬病予防法に基づき義務化されている登録の窓口(市町村)と任意の形でやっているマイクロチップによる情報登録の窓口(民間団体)の一元化については、飼い主の個人情報等の取扱が関係することから、法的根拠等が必要で、自民党どうが愛護推進マイクロチップPTIにおいて、平成30年4月にマイクロチップ装着、情報登録制度の骨子が取りまとめられ、マイクロチップ登録手続きのワンストップサービスに向けて今後検討していくこととしているところであり、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。)の前回(平成24年)改正時の附則第14条に基づき、犬等のマイクロチップの装着に関する情報登録等の義務化について検討していきます。	市町村で行う犬の登録は個人情報を含み、マイクロチップの登録も個人情報を含みます。市町村で行う犬の登録は、狂犬病予防法に係る義務とされており、また、マイクロチップの個体識別番号は、動物愛護管理法において所有者明示の観点から必要とされています。動物愛護管理法における所有者明示をマイクロチップの装着として義務化が検討されている中で、狂犬病予防法における登録番号にマイクロチップの個体識別番号を記載すると、登録および窓口の一元化が図られると考えます。また、鑑札については、マイクロチップに置き換えが可能と考えられ、紛失のおそれもなく所有者の確認ができることと、逸走した場合は、速やかに飼い主へ返還できます。さらには、市町村が管理することで、災害時や狂犬病発生時に、犬の所在と頭数の把握が容易になることが考えられます。こうした利点があることから、今後マイクロチップについては、所有者明示の観点から犬等について義務化し、管理が必要であると考えます。 動物愛護管理法の前回改正時の附則第14条に基づき、「マイクロチップの装着に関する義務化について検討していきます」とございますが、国民(飼い主)の負担軽減、自治体等の事務処理の効率化の観点から狂犬病予防法に基づく登録の窓口(市町村)と、任意の形でやっているマイクロチップによる情報登録の窓口(民間団体)の一元化を含め、その後の義務化についての具体的な進捗状況及び今後の検討スケジュールについてお示ししたくたく存じます。	
59	B	地方に対する規制緩和	産業振興	中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	【支障】 近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の条文が加わったところである(平成27年)。しかし、中小企業等協同組合には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団関係も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。 【改正の必要性】 反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策関係会議の「世界一安全な日本」創造戦略」においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。については、他法律(貸金業法や水産業協同組合法など)と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。		中小企業等協同組合法	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合		石岡市、川崎市、綾瀬市、奈良県、愛媛県、熊本県、大分県	○今後支障事例が生じる可能性は高いこと、また、暴力団排除が社会全体の課題であることや貸金業法など類似法令との整合性から改正が必要である。 ○反社会的勢力排除を徹底する上で、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定の追加は必要不可欠であると考えられる。 ○本県においても、他県と同様、仮に暴力団関係者から組合設立の認可申請があった場合、認可を拒否する法令上の明確な根拠がないことから、法改正の必要性があると考え。 ○認可の根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な排除規定がないことから、法に基づいて暴力団と関わりのある組合の認可を拒否することは、難しいと考え。暴力団排除条例の制定等により、県レベルの施策として暴力団の排除が全国的に進む中、組合等団体における企業倫理を遵守する意味でも、法において排除規定を定めることに賛同する。	【警察庁】 警察としては、暴力団の資金獲得活動の実態解明を図り、中小企業等協同組合法に関連する暴力団の違法・不当な介入実態が判明したならば、主管省庁である中小企業庁に情報を提供するなど協力を進めたい。 なお、各法令において暴力団排除条項を設けるべきか否かについては、各法令が規制する事業者等における暴力団の活動の有無等の実態を踏まえつつ、主管省庁において億々の法令ごとにその必要性を判断すべきものであり、必要性があるとは判断されたものから可能な限り早期に当該法令を改正して暴力団排除条項を盛り込んで対応すべきものである。したがって、まずは、主管省庁である中小企業庁において暴力団排除条項の可否が検討されるべきである。 【金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】 現時点で、中小企業等協同組合法に基づき設立された組合が、実際に暴力団の活動に利用されているなどの情報は警察当局などから寄せられていない。今後、必要に応じて各自治体等からの情報提供等を通して更なる状況把握を行うとともに、政府全体の取組状況も踏まえつつ対応してまいりたい。	業界によっては、刑事事件等を起こした過去がある等、暴力団の関与が懸念されることがある。近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合の関係者が、暴力団関係者であることは望ましくないので、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したい。 また、暴力団の関与を事前に防止する必要があると考えられるため、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定への追加を求める。	

環境省 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月29日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、国においては飼い主登録窓口の一元化に係る抜本的な取組を図りたい。</p>		<p>自民党どうぶつ愛護連連マイクロチップPTにおいて、平成30年4月にマイクロチップ装着・情報登録制度の骨子が取りまとめられ、マイクロチップ登録手続きのワンストップサービス、鑑札装着の代替措置として、マイクロチップ装着を認める方向で今後検討していくこととしているところ。動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)については議員立法による改正を前提とした検討が進められていると承知しており、現時点での改正スケジュールについて回答することはできません。</p>	<p><平30> 6【環境省】 (6)動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105) 狂犬病予防法(昭25法247)に基づき市区町村が行う犬の登録(同法4条)の窓口事務及びマイクロチップによる情報登録の窓口事務の一元化については、犬の登録手続及びマイクロチップ登録手続のワンストップサービス化、並びに鑑札装着の代替措置としてのマイクロチップ装着について検討されている動物の愛護及び管理に関する法律等の改正の検討状況を踏まえ、その具体的な運用方法を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)</p> <p><令3> 5【環境省】 (6)動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105) マイクロチップによる犬の情報登録(令元法39)による改正後の39条の5及び39条の6)が令和4年6月に施行されること。当該規定による犬の登録及び狂犬病予防法(昭25法247)に基づき市区町村が行う犬の登録(同法4条)に係る窓口事務については、狂犬病予防法の特例(改正後の39条の7)に基づき、令和3年度中に省令を定め、令和4年6月から所有者情報の登録を行う情報登録システムを活用して一元化することとする。 (関係府省:厚生労働省)</p>	<p>法律、政令、省令</p> <p>令和4年6月1日</p>	<p>・令和元年6月、「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第39号)」が議員立法により成立・公布された。犬猫等販売業者については、マイクロチップ装着及び所有者情報の登録、飼い主には所有者情報の変更登録の義務が課されたところ。狂犬病予防法上の犬の登録については、特例として、市町村長の求めがあるときには、環境省が指定する指定登録機関から市町村に対し、環境省令で定める内容(所有者情報)を通知することとされた。この通知をもって、狂犬病予防法上の犬の登録とみなし、装着されているマイクロチップを従来市町村から交付されている鑑札とみなすこととされた。</p> <p>・動物の愛護及び管理に関する法律第39条の10に基づき、「動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関の指定に係る決定」について(通知)(令和3年6月15日付け環自発第2106151号)により、犬猫のマイクロチップ登録に係る登録関係事務を行う者として、公益社団法人日本獣医師会を指定登録機関に指定した。</p> <p>・令和3年9月、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第276号)が公布され、動物の愛護及び管理に関する法律第39条の25第1項に基づく犬及び猫の登録等に係る手数料を定めた。</p> <p>・令和4年4月、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令(令和4年4月5日付け環境省令第16号)が公布され、マイクロチップの装着等の義務化に関する規定を定めた。</p> <p>・令和4年6月、個人情報保護や情報セキュリティ等の課題を解消し、所有者情報の登録を行う情報登録システムの運用を開始した。</p>		
		<p>【全国知事会】 公共工事や許認可などの行政分野において、暴力団の関与をあらかじめ防ぐとともに、排除を進めるため、法改正により暴力団排除事項を追加すべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>中小企業等協同組合法を改正し暴力団排除規定を追加するためには、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保できないなどの具体的な立法事実が必要であるが、現時点でそのような情報を把握していない。</p> <p>引き続き中小企業庁と警察庁が協力して情報収集を行い、中小企業等協同組合法の目的である「中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織」について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、自づつ、その経済的地位の向上を図ることを成すに当たり、暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置を講じる必要があると認められる場合には、必要な措置を検討することとしたい。</p>	<p>6【環境省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181) 中小企業等協同組合法への暴力団排除事項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省)</p>	<p>4、5月に実施した調査の結果、中小企業等協同組合法の改正は行わないこととする。</p>	<p>調査結果の検証内容を踏まえ、中小企業等協同組合法の改正は行わないこととする。</p>	<p>中小企業庁において、4、5月に都道府県等に対して調査を行い、警察庁の協力も得て、調査結果の検証を行った。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
64	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	原子力関係交付金の事務の簡素化	①「放射線監視等交付金」(原子力規制庁)及び②「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」(内閣府)(ただし、環境放射線モニタリングに係る部分に限る。)の経費算出に係る様式の統一など事務手続きの簡素化	①は平常時から原子力施設に対する環境放射線監視業務に係るもの、②は事故発生時の対応のためのモニタリング体制に係るもの。 両者の関係施設が同一地点にある場合、以下の様な非効率な事態が生じている。 ・土地の賃貸借料、電気代等の経費については各交付金毎に控分算出するよう求められており、膨大な事務量を要する懸念がある。(具体的には、目的外使用を避けるための用途制限や、契約等の分割、分割ができない場合は両交付金への費用按分(年度末の繁忙期に毎年必要)といった事務が想定される。) ・府県は両省のヒアリングを受ける必要があり、国も方針決定に当たり両省調整を要しており非効率である。 また、緊急時用途と平常時用途が必要とされる機能が異なる部分はあるが、基本的に同様の機能を有した空間放射線量率測定や放射能濃度測定等の機器を設置しており、使用目的が異なるというだけで、両設備に係る経費についてまで控分算出させる理由は乏しいと考えられる。	放射線モニタリングにおいて、測定機器の用途を財源別に平常時モニタリング、緊急時モニタリングに限定することは、効率的、効果的でない場合がある。 同一地点にある設置機器について、経費の按分を不要とするなど手続き等を見直すことで、各交付金の申請等に係る事務量を軽減し効率化を図ることができる。	放射線監視等交付金交付規則 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則	内閣府、環境省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、関西広域連合	—	福井県 ○①の放射線監視等交付金で整備したモニタリングポストについて、保守点検時に最短でも1月半程度の欠測期間が生じており、当該期間の代替機器の手配には予算面も含めて苦慮している状況がある。当該期間について②の原子力発電施設等緊急時安全対策交付金で整備した機器の運用を認めるなど予算面、運用面で柔軟な対応を求め。 ○現状、環境放射線モニタリング等の資機材について、各交付金の目的に基づき、緊急時と平常時で使い分けをしなければならず、非効率的である。	【内閣府】 本件は、道府県が実施する原子力災害対策に必要な経費を財政支援するものである。 財政支援にあたって、交付の目的に応じた複数の財政措置が存在する場合には、その実態を把握するために経費を区分して算出することは、二重交付等を防ぐ観点からすれば会計の基本となり、また、説明責任の観点からも必要不可欠なことである。 なお、地方分権改革に関する提案募集の実施方針(平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定)(以下、「実施方針」という)によれば、提案の対象は、①地方公共団体への事務・権限の委譲、②規制緩和(全国的な制度改正に係る提案)である。 地方公共団体が実施する原子力災害対策は、原子力災害対策特別措置法や原子力災害対策指針等に基づき実施するものであり、本交付金は、これを特別会計法を根拠とした財政支援であって、地方公共団体へ事務・権限を委譲するものでも規制するものでもない。また、本提案が全国的な制度改正に係る提案でもないことから、本件は地方分権改革に関する提案対象とならないと考える。 【環境省】 本件は、道府県が実施する原子力災害対策に必要な経費を財政支援するものである。 財政支援にあたって、交付の目的に応じた複数の財政措置が存在する場合には、その実態を把握するために経費を区分して算出することは、二重交付等を防ぐ観点からすれば会計の基本となり、また、説明責任の観点からも必要不可欠なことである。 なお、地方分権改革に関する提案募集の実施方針は、提案の対象を①地方公共団体への事務・権限の委譲、②規制緩和と規定しているところ、本提案は、地方公共団体に対する事務・権限の委譲、規制緩和でないことから、地方分権改革に関する提案対象とならないと考える。	○「交付の目的に応じた複数の財政措置」が存在すると言うより、放射線監視という目的が重なり「平常時」と「緊急時」に分割され、同様の機能を有する機器であるにもかかわらず、活用範囲がそれぞれの範囲に限定されているのが現状。それに対応して、事務処理も厳格に区分が求められている。 同一敷地内において、併設されている施設内や同一施設内に設置されている、同様の機能を有する機器についての交付金の交付手続きを、ヒアリングの同時実施や経費算出に係る様式の統一などにより、関係する事務処理の面で大きく効率化を図れるのではないか。 ○平成30年 地方分権改革に関する提案募集要項5(2)イに、地方に対する規制緩和とは、「補助金等の要綱等によるものも対象」、「手続書類の簡素化を念頭に置いている」と明記されており、本件は提案の対象となるため、前向きに検討いただきたい。	—

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討)状況	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国知事会】 所管府省からの回答は、「地方分権改革に関する提案対象とならない」となっているが、地方の意欲と知恵を十分に活かせるよう「提案募集方式」の制度を運用すること。 なお、平成30年地方分権改革に関する提案募集要項5(2)イ1に、地方に対する規制緩和には、「補助金等の要綱等によるものも対象」、「手続書類の簡素化を念頭に置いている」と明記されている。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>交付に係る事務手続きについては、年度末年度初めの繁忙期を避け、交付申請の受付を実施し、ヒアリング時期を含め可能な限り事務負担の軽減となるよう配慮していく。 また、その他額の確定等の業務においても、同様の配慮を行い、地域の実情に応じた相談や、資機材の運用に係る各種相談においても引き続き丁寧に対応していく。</p>	<p>6【環境省】 (10)放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付に係る事務手続きについては、ヒアリング時期を含め、地方公共団体の事務負担軽減や円滑化等に可能な限り配慮するとともに、向交付金における事業の実施計画の変更や、資機材の取得及び整備等に関する各種相談についても引き続き対応していく。 (関係府省：内閣府)</p>	<p>「これまでの措置(検討)状況」のとおり。</p>	<p>適時</p>	<p>地方公共団体の事務負担軽減や円滑化等に可能な限り配慮するとともに、事業の実施計画の変更や、資機材の取得及び整備等に関する各種相談についても対応した。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
81	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	PCB廃棄物等の処分に係る規定の明確化	県が事業者に対し、効果的・効率的に指導を行いPCB廃棄物の期限内処理の徹底をさせるため、指導の基準、規定の明確化を求める。	PCB廃棄物等の処分については、期限が定められており、自治体はその処理に向けて事業者に対する指導を行う権限が付与されている。しかしながら、PCB含有・非含有の濃度基準が示されていない場合や、廃棄・処分に関する規定がないため、PCB廃棄物や使用製品の適正な処理に向けての指導が困難な状況である。具体的な支障として、下記の2点が挙げられる。電気機器については、PCB汚染物に係るPCB含有・非含有の濃度基準として0.5mg/kgという数値が示されている一方、これ以外のPCB汚染物については具体的な数値は示されず、「検出されない」という表現にとどまっている。このため、分析業者や分析方法において設定される定量下限値によって、検出される場合とされない場合がありえることとなり、適切な指導ができない。高濃度PCB使用製品の廃棄、処分については、電気事業法及びPCB特措法に具体的な規定がある一方、使用中の低濃度PCB使用製品については、廃棄・処分に係る規定がない。そのため、明確な根拠に基づき、使用中の低濃度PCB使用製品について、廃棄・処分に向けた行政指導等を行うことが困難である。上記基準や処分に関する規定がないことにより、PCB廃棄物の不適正処理や期限内処理の未完了といった問題が生じ、これらに対する行政指導や改善命令、代執行の案件が増加することが懸念される。なお、PCB廃棄物等の処分については、全国的な問題であり、自治体間で対応を異にするべきものではなく、地方独自で基準や制度を設けることはなじまない。	県は、明確な基準、規定をもって、事業者に対し効果的・効率的に指導を行うことができ、PCB廃棄物の期限内処理の徹底に寄与することとなる。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、電気事業法	経済産業省、環境省	神奈川県	—	<p>青森県、八戸市、仙台市、秋田県、福島県、いわき市、埼玉市、川越市、千葉県、船橋市、柏市、横浜市、富山県、福井県、山梨県、京都市、大塚市、堺市、八尾市、兵庫県、神戸市、鳥取県、山口県、徳島県、福岡県、北九州市、大分県、宮崎県</p> <p>○低濃度PCB廃棄物または使用機器については、取扱等での判断が不可能であるため、分析機関による分析が必須となり、本市では定量下限値未満であった場合はPCB廃棄物または使用機器ではないと判断している。しかしながら、定量下限値については各分析機関により異なるため、同一の機器でも判断が異なる可能性がある。特に、現在使用中の電気機器については、PCBの有無によって交換の要否が決まり、交換が必要な場合は、その処分費用や代替機器の購入等、事業者の費用負担が大きくなる。PCBの有無が事業活動に大きな影響をもたらすこととなるため、事業者を指導するにあたり、全国一律の基準が必要であると考え。○PCB汚染物のうち塗膜くずに関しては、PCB含有・非含有の入口基準が設けられていないため、「PCBに汚染されていないこと」がPCB非含有の判断基準となり、分析結果の「ND」をもって非含有とは判断できず、分析を行えば高濃度もしくは低濃度PCBのどちらかでの処分となり、非含有として処分することができない状況にある。また、国から塗膜に関するガイドライン等が出していない中で、調査対象とすべき塗膜の年代や使用構造物、分析方法が定められていないため、塗膜の剥離工事のみならず施設や設備の撤去工事においても、どの範囲まで調査が必要か判断できない状況にある。また、シーリング材においては、日本シーリング材工業会の判断フローを参考に指導を行っているが、塗膜くずと同様に入口基準が設けられていないため、第二次判定で分析を行えば、高濃度もしくは低濃度PCBのどちらかで処分せざるを得ない。PCB汚染物においては高濃度PCBが検出された事例もあると聞くので、所管部局が速やかに調査・工事を行えるよう早急にガイドライン等を出していただきたい。○提案団体と同様の支障が生じている。特に、橋梁等の塗膜やシーリング材(可塑性)がPCB汚染物であるかどうか判定する基準についての問合せが多いが、塗膜やシーリング材がPCB汚染物に該当するかどうか判定する基準(いわゆる入口基準)が明確でないために指導に苦慮している。PCB処理に関する判定基準(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の2第4項(いわゆる出口基準)を、PCB汚染物を判定する入口基準に準用してよいかどうか示していただきたい。加えて、PCB塗膜を剥離した後の鋼材がPCB汚染物に該当するかどうか判定する基準(卒業基準)がなく、指導に苦慮しているため、卒業基準及びその分析方法を明確に示していただきたい。○平成28年実施のPCB廃棄物等の掘り起こし調査(市内の電気工作物を対象としたもの。)の結果によって、低濃度PCB使用製品を所有している事業者等が市内に15業者程度存在していることが判明した。現状では、法的根拠がないため、当該業者への適切な指導が難しい状況にある。○PCB汚染物の基準について、本県でも、PCBを含む橋梁の塗膜くずの扱いについて検討した事例があり、他県照会をしたが自治体により扱いが異なる状況が判明した。排出事業者、処理業者も所在地により扱いが異なることは混乱すると考えられるので、全国一律の基準を設けることとしたい。使用中の低濃度PCB機器の対応については、高濃度PCB使用電気機器と異なり、廃棄に係る明確な規定がないため、PCB廃棄物の掘り起こし調査を進める中で、業者や電気主任技術者から「使用をやめて平成39年3月末までに廃棄する必要があるのか」という問い合わせが多いことは事実である。39年の期限後に低濃度PCB含有機器であることが判明した場合のことを考えると、高濃度と同様に処分等対応方針が定まっていることが望ましい。○(1)使用中の低濃度PCB含有製品は、PCB特措法に処分期限が規定されておらず、その処分は努力義務となっている。このため、現在の特措法では当該PCB含有製品が処理期限経過後も使用可能と読めることから、期限内に処分するよう法的根拠をもって指導することが難しく、対応に苦慮するケースがある。○(2)電気機器以外のPCB汚染物には、PCB廃棄物の基準は、「検出されない」としてされており、具体的な数値基準が定められておらず、分析業者や分析方法ごとに定量下限値が異なることから、適切な指導が難しい。○(3)橋梁塗膜は、原料の有機顔料中に非意図的に副生PCBが生成するケースが確認されているが、化審法の運用で顔料中のPCB含有量がBATLレベル以下であれば、流通が認められている。このため、新しい塗膜からもPCBが検出される可能性があり、低濃度PCB含有の橋梁塗膜の検査を進めるうえで支障となっている。一方、上記の化審法の運用を踏まえて事務連絡(※)が発出されており、BATLレベル以下の有機顔料は、廃棄物となってもPCB特措法の対象外であるとして、地方環境事務所から塗膜についても当該事務連絡が適用されるとの回答を得ている。しかし、現状では低濃度PCB含有塗膜くずは、PCB廃棄物として特措法に基づき処分されていることから、当該塗膜くずについて、取扱いに疑問が生じている。(※)平成24年12月10日付「PCBを含む有機顔料に関するポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の適用について」上記のPCB該当性に係る基準や使用中製品の処分義務、塗膜の取扱いが不明瞭であることにより、期限内に処分が完了しないおそれがあり、指導や改善命令等の増加が懸念される。以上のことから、PCB汚染物に係る基準値の設定及び低濃度PCB含有製品の期限内処分について明確化される必要がある。また、塗膜については、化審法の運用も含めて、今後の取扱いについて明示されたい。○電気機器を除くPCB汚染物に係るPCB含有・非含有の濃度基準については具体的に示されておらず、「検出されない」という表現にとどまっている。この「検出されない」場合における下限値の判断について環境省に確認したところ具体的な数値については決まっておらず、これまでの分析を求めるかについては各自治体の判断に任せるとのことであったが、PCB廃棄物の確実かつ適正な処分の観点からは、国において具体的な基準を示すべきであり、現状では低濃度PCB汚染物に係る適正な指導ができない。</p>	—		

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【仙台市】 早急に明確な基準を設けていただきたい。</p> <p>【横浜市】 低濃度PCB廃棄物の処分及び低濃度PCB使用製品の処分については、国においてPCBを含有する塗膜を使用した可能性のある構造物等の実態把握を行い、処分期間内の早期処理を行う旨の事務連絡が平成30年9月20日付発出(※)されたことにより、多くの顕微鏡塗等を所有する自治体は、その対応を迫られている。</p> <p>環境省としての本提案に対する考えの方向性はおおむね承でできるが、現に地方自治体においてPCBを含有する塗膜についての対応を迫られている実態を理解していただき、検討会における具体的な検討内容の情報提供、検討結果を踏まえた環境省としての対応の具体的スケジュール等を明確にいただきたい。</p> <p>(※)平成30年9月20日付 国官総第283号、国総環第116号及び国総事第70号「ポリ塩化ビフェニルを含有する塗膜の処分期間内の処理について」</p> <p>【鳥取県】 ○低濃度PCB廃棄物の入口基準未設定問題については、平成16年2月17日に開催された環境省の「低濃度PCB対策検討委員会」においても議題となっており、平成16年4月1日までに環境省令で判定基準を設定することとされている。また、平成23年10月1日に開催された環境省の「第1回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」においても、検討会の論点として「PCB廃棄物に関して、いわゆる入口基準を設定することについてどのように考えるか。」との記述があるが結論が示されていない。</p> <p>従って、10年以上前から問題の存在が指摘されており、その検討に十分な期間があったにもかかわらず、結論が示されておらず、処理期限が平成29年9月と迫る中、入口基準が曖昧な状況であるため、適切な指導も十分な掘り起こし調査等も行えず、PCB廃棄物の計画的な処理を行うことは困難になるばかりである。</p> <p>この問題は時間的猶予のない早急に取り組むべきものであり、可及的速やかな入口基準設定が求められるが、なぜ、入口基準の設定が遅れているのかの理由の具体的説明や、暫定基準の設定の是非等について、速やかに期限を定めて国の考え方を示していただきたい。</p>	有	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>一次回答のとおり、環境省としては、まずはPCB汚染の実態把握を十分に行うことが必要であると考えています。汚染機器の全体の実態把握については、汚染機器の数量把握、封じ切り機器の採油方法等の多数の課題があると認識しております。</p> <p>このため、保管事業者・所有事業者の状況の把握をさらに進めるとともに、低濃度PCB廃棄物の処理推進のための課題についての政策的な議論も含めて、継続的な検討を行ってまいります。</p> <p>また、塗膜については、調査方法の検討を行うとともに、自治体に対し、環境省及び各施設の所管官庁と連携して調査に必要な情報の提供等を行うこととしています。</p>	<p>6【環境省】 (8)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65) (iii)低濃度PCB廃棄物等については、保管事業者及び所有事業者の状況把握を進めるとともに、低濃度PCB廃棄物等の測定方法や低濃度PCB廃棄物等への該当の有無を判定する基準の在り方を含め、低濃度PCB廃棄物等の処理推進のための課題について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平28法34)附則5条に基づき、同法施行後5年以内に行うこととしている見直しの際に、都道府県市及び有識者等の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：経済産業省)</p>	・通知等	<p>・平成31年3月 ・令和元年10月 ・令和4年3月</p>	<p>「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)」(平成31年3月28日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長・ポリ塩化ビフェニル処理推進室長環境規発第1903283号・環境規発第1903281号) 環境省から本通知を发出し、低濃度PCB汚染物の該当性判断基準や、当該汚染物の測定方法について提示した。</p> <p>「ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)」(令和元年10月11日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長・ポリ塩化ビフェニル処理推進室長環境規発第1910112号・環境規発第1910111号) 前通知では、一部検出下限値の設定等について検討事項としていたところ、技術的検討の結果「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第4版)」を取りまとめるに至ったため、前通知を廃止し、環境省から本通知を发出した。</p> <p>その他の低濃度PCB廃棄物等の処理推進のための課題と対応方針について、PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の施行後5年以内の見直しの結果として、令和3年11月に対応方針を取りまとめた。この対応方針に基づき、令和4年3月に開催された第31回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会及び低濃度PCB廃棄物の適正処理推進に関する検討会において、低濃度PCB廃棄物の処理促進に向けた取組についての検討を行い、「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期発見のための調査方法及び適正処理に関する手引き」を作成した。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解			
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料		
107	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	地域環境保全基金における基金の取崩しの順序に係る運用の見直し	国と自治体の造成額に応じた取崩しを可能とするなど、地域環境保全基金における基金の取崩しの順序の見直しを求める。	環境省所管の地域環境保全基金において、「地域環境保全基金の適切な管理等について」に基づき、2028年3月31日以内を終期とする事業計画書の提出を求められている。しかし、「自治体が積み増した資金は造成額より先に処分(取崩)される」との規定により、事業計画の選択肢が狭められている。 本県では、基金(造成額4億円(国費2億円、県費2億円)、独自積み増し額4億円の計8億円)の運用益を原資として、環境保全活動支援事業等を実施している。当該事業の中には民間が協賛している形態もあり、一定の効果も見込まれることから、県としては今後も継続していきたいと考えている。 近年、金利の低下等に伴い基金の運用益が減少している中、今後の事業継続のためには基金の取崩しは必要であると考えており、当初基金の返還期限後においても、県独自で積み増した造成額で基金事業を継続する予定であった。 そのため、基金の取崩しについては、まずは当初基金の4億円から国・地方公平に取り崩すものと考えていたが、平成26年度実績報告書の参考欄の記載によれば、最初に県独自に積み増した造成額から基金を取り崩すこととなっている。 なお、交付要綱においては、基金の取崩しの順番は明確になっていないこと、また、基金事業は本来県の事業であることから、自治体の独自の積み増し分の処分方法について国が介入するべきではないと考える。説明会や質疑応答においても、本件と同様の意見が出ているが、国から明確な回答はされておらず、上記取り崩しを行う明確な根拠も無いと思われる。	基金取崩の順序を見直すことにより、自治体における事業計画の選択肢が広められ、環境啓発活動が促進・活性化される。	地域環境保全対策費補助金交付要綱	環境省	山梨県	—	栃木県、福井県、愛知県	○基金の目的である環境保全に関する知識の普及及び環境保全活動の促進は、息長く取り組むことが必要であり、本県では、2030年度を目標年度とする環境学習等行動計画の目標達成に資する事業を、10年間の実施計画を作成して行うこととしている。環境保全基金は、まずは独自積み立て額(6億円)を使用することが求められ、その後国庫補助を活用した部分(4億円)の取り崩しが認められるが、それを充当できるのはソフト事業(一部対象外もあり)に限定されている。仮に、環境保全に関する知識の普及に資するハード整備に基金を取り崩して充当しようとする場合、整備当初に独自積み立て額で対応したとしても、そのリニューアールは数年先であり、環境省の考え方と対応すれば、その時点では独自積み立て額は残っておらず、使途が限定されている残りの国庫補助活用分だけでは行動計画に位置付けた事業の効果的な展開が阻害される。 ○本県では、平成2年3月に、国庫・地方交付税を原資とする地域環境保全基金を設置し、その運用益のみを活用して普及啓発事業を実施するとともに、県独自の積み増しを行ってきた。しかし、環境省は「県独自の積み増しを全額処分した後でなければ、国庫等の原資を取り崩すことは認めない」としているため、この原則に従って、本県の実情に応じた効果的・効率的な事業の実施は困難である。	各府省からの第1次回答	見解	補足資料	
108	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	建築基準法第51条ただし書の許可を要さない産業廃棄物処理施設の規模の見直し	建築基準法第51条ただし書の許可を要さない産業廃棄物処理施設の規模の要件を見直し、工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破碎施設の建築に係る手続を簡素化・迅速化すること	産業廃棄物処理施設については都市計画で敷地の位置が決定されていないければ新築・増築ができないこととされているが、建築基準法第51条ただし書の規定による特定行政庁の許可を受ければ新築・増築が可能であり、さらに一定規模以下の施設は同許可を受けることなく、新築・増築が可能となっている。 許可を要さない施設の規模について、特に、廃プラスチック類の破碎施設については、規模が1日当たり6トン以下の処理能力とされており、これは1日当たり100トン以下の処理能力とされている木くず又はがれき類の破碎施設と比べて厳格な規制となっている。 中国政府が平成29年12月来から生活由来の廃プラスチックの輸入を禁止したため、これまで資源として中国に輸出されていた廃プラスチックが国内で処理せざるを得なくなることが見込まれており、本県では県内の廃棄物埋立量削減のため民間事業者による廃プラスチック類の破碎施設の設置を推進しているが、建築基準法第51条ただし書の許可及びそのための都市計画審議会の議を経る必要があり、速やかな建築に支障を来している。県内の廃プラスチック類の破碎施設に対しては、破碎後の処理物の飛散防止のため屋内保管を徹底しており、屋外保管する木くず又はがれき類の破碎施設と比較しても、周辺環境への影響が小さくなるよう十分に配慮している。このように周辺の生活環境への配慮措置がなされている廃プラスチック類の破碎施設においては、建築基準法第51条ただし書の許可を要さない規模の要件を、木くず又はがれき類の破碎施設と同等程度と見直すよう求める。	本制度改正により破碎施設の建築に係る手続を簡素化・迅速化することで、国内資源循環確保に向けたプラスチックリサイクル体制整備の確保の促進が図られるとともに、地方公共団体の事務負担の軽減に資する。	建築基準法第51条 建築基準法施行令第130条の2の3 産業物の処理及び清掃に関する法律第15条	国土交通省、環境省	富山県	富山県 説明資料.doc	上越市	○民間事業者が行う産業廃棄物処理施設、一般廃棄物処理施設は一定規模を超えることと建築基準法第51条ただし書の規定による特定行政庁の許可を受けなければならない。一定規模以下の施設は同許可を受けることなく新築・増築が可能である。一例として工業地域、工業専用地域内の産業廃棄物処理施設の木くず又はがれき類の破碎施設は100㎡以下であれば経和規定により許可不要となっているが、廃プラスチック類の破碎は6㎡/日を超える場合は許可が必要となり、都市計画審議会の議を経る必要もあることから、民間事業者に対してはスケジュールも含め負担となっている。 都市計画上の支障の有無を判断するにあたり、土地利用計画、車の乗出入経路及び台数、生活環境影響調査からも影響は同程度であるものと考えられることから、廃プラスチック類の破碎や一般廃棄物処理施設の破碎についても緩やかな見直しを求める。本制度改正により、手続きの簡素化・迅速化することで、国内資源循環確保に向けたリサイクル体制整備の確保の促進が図られるとともに、地方公共団体の事務負担の軽減に資する。 また、本来であれば処理施設等は都市計画で敷地の位置を決定することが原則とされており、許可においても都市計画法上の支障の有無の判断が重要となるため、許可の手続きとしては都市計画法によるものであったほうが合理的であると考えられる。	【国土交通省】 建築基準法第51条において、都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設等は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築、又は増築してはならないこととされている。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでないとしている。 ○建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号において、周辺の環境に影響を与えない一定の小規模な産業廃棄物処理施設については、都市計画決定等を不要としていることとされており、この規模を超えるものについてはその敷地の位置が都市計画で支障がないかを個別の実状に応じて判断する必要があるため、特定行政庁(富山県内であれば富山県等)の許可により対応することが適切であると考えている。 【環境省】 ○建築基準法に関しては国土交通省が所管しているところですが、環境省としては、建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号において、都市計画決定等を不要としている産業廃棄物処理施設の規模の見直しについての協議があった場合には、ご指摘を踏まえて対応して参ります。	各府省からの第1次回答	見解	補足資料

各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国知事会】 地方公共団体が受ける補助金に関して、補助要綱により基金の取り崩しの順序が義務付けられていたり、事実上基金の取り崩しが不可となっていることは適当ではない。</p>		<p>○地域環境保全基金の基金残高について、条例改正等により、一般会計への繰り入れや、他の基金条例において運用している基金への繰り入れなどを行うことは、現行の交付要綱において否定しているものではなく、地方公共団体の裁量による事業実施を妨げるものではない。 ○「自治体の独自積み増しから優先して取り崩すことにより、現状の事業の縮小を余儀なくされる」という意見については、基金の取り崩しの順序が要因となって事業の縮小に繋がることは想定しにくい。 ○制度への理解を促し、今後の自治体での効果的・効率的な事業の実施に資するよう、基金制度については、必要に応じて今後も周知していくとともに、個別の基金事業における実施内容等について問い合わせがあれば、適切に対応してまいりたい。 ○なお、条例改正等を行わずに国費分の取り消しを行うことについては、地域環境保全基金は、地域環境保全対策費補助金によって地方公共団体に設置されたものであるが、この補助金においては、地域環境保全対策費補助金交付要綱第8条第1項で、「基金管理者は、基金について、4億円(補助金の交付決定において当該基金の額が2億円以上4億円未満の場合については、当該基金の額の5割に相当する額)を下回る額まで処分しようとする場合には、あらかじめ長官の承認を得なければならない」旨、第2項で「基金管理者は、前項の規定によらず基金について4億円を下回る額まで処分しようとする場合には、あらかじめ長官に届け出るとともに、当該処分に対応する国庫補助金相当額を国庫に返還しなければならない」旨規定されている。 ○第1項の規定の趣旨は、地域に根ざした環境保全活動が着実に推進されるよう、原則運用型であり、国庫補助金相当額の含まれる当該基金の造成額について処分の制限を設けるとともに、造成後などに地方公共団体が独自に積み増しを行った額については、地方公共団体の判断において自由に処分を行うことが可能とするために定められたものであり、第2項の規定の趣旨は、第1項の規定によらない処分についても、届出と4億円に含まれる国庫補助金相当額の返還を行うことで可能とするために定められたものである。 ○このため、国費分を優先して処分を行うには上記規定の改正が必要であるが、制度趣旨に照らせば、同規定の見直しは困難である。</p>	<p>6【環境省】 (11)地域環境保全対策費補助金 地域環境保全基金については、都道府県及び指定都市での効果的かつ効率的な事業の実施に資するよう、都道府県及び指定都市が独自に積み立てた残高部分を、条例改正等を行い一般会計や他の条例に基づき運用している基金へ繰り入れること等により、地域環境保全基金と異なる目的に用いるものと整理することで、都道府県及び指定都市の裁量による取扱いが可能であることを、都道府県及び指定都市にメールにより周知した。</p>	周知	平成30年12月	都道府県や指定都市が独自に積み立てた残高部分を、条例改正等を行い一般会計や他の条例に基づき運用している基金へ繰り入れること等により、地域環境保全基金と異なる目的に用いるものと整理することで、都道府県及び指定都市の裁量による取扱いが可能であることを、都道府県及び指定都市にメールにより周知した。	
		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>【国土交通省】 ○建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号で定める周辺の環境に影響を与えない施設の具体的な規模については、「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」に規定する特定施設の整備に関する基本指針を参考に、処理施設が周辺環境へ与える騒音、振動等だけでなく、輸出入に伴う交通量増加や交通安全等、周辺市街地環境への影響を踏まえた上で定めている。 ○提案団体においては、廃プラスチック類の破砕施設の設置にあたり、周辺環境への影響が小さくなるように十分配慮しているところがあるが、そういった提案団体に限られる個別の実状も含め、都市計画や都市計画審議会の議を経て行う特定行政庁の許可により対応することが適切であると考えている。 ○なお、都市計画決定や特定行政庁の許可は地方公共団体(の長)が実施権者であり、既に分権化されていると認識している。したがって、具体の施設の建築にあたっては、地方公共団体の関係部局が事前調整の上、すみやかに手続きを行うことも可能である。(標準処理期間を定めることも有効であると考える。) 【環境省】 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律は、産業廃棄物の処理施設の安定的供給と産業廃棄物の適正処理の推進を目的としており、基本指針に定められた規模要件は、効率的な産業廃棄物の処理を行うことができる施設として融資等の対象となる施設の処理能力として規定されています。 環境省としては、建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号において、都市計画決定等を不要としている産業廃棄物処理施設の規模の見直しについての協議等があった場合には、ご指摘を踏まえて対応して参りたいと考えています。</p>	<p><平30> 6【環境省】 (3)建築基準法(昭25法201) 工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破砕施設に係る新築、増築又は用途変更に際する当該施設の位置に対する制限(51条)については、都市計画決定の状況及び同条ただし書における許可の状況に係る地方公共団体における実態や当該施設の活動実績を調査し、周辺の市街地環境への影響を整理した上で、当該許可の考え方について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：国土交通省)</p> <p><令元> 5【環境省】 (2)建築基準法(昭25法201) 工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破砕施設に係る新築、増築又は用途変更に際しての当該施設の位置に対する制限については、51条ただし書許可に係る手続の円滑化に資するよう、許可に係る取組事例を、地方公共団体に令和元年中に通知する。 (関係府省：国土交通省)</p>	通知等	令和元年12月23日	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針及び令和元年の地方からの提案等に関する対応方針に基づき、「廃プラスチック類の破砕施設に係る建築基準法第51条ただし書許可に関する運用について(技術的助言)」(令和元年12月23日付国住街第125号)及び「建築基準法第51条ただし書許可に係る特定行政庁等との連携について」(令和元年12月23日付国都計第92号)を国土交通省より、「廃プラスチック類の破砕施設に係る建築基準法第51条ただし書許可に関する運用について」(令和元年12月23日付事務連絡)を環境省より発信	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
162 B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	PCB廃棄物等の処理を法定期限内に確実かつ適正に行えるよう、未処理事業者の把握に必要な「掘り起こし調査」の際に、固定資産税情報の内部利用を可能とすること。	PCB廃棄物・使用製品の処理を法定期限内に確実かつ適正に行えるよう、未処理事業者の把握に必要な「掘り起こし調査」の際に、固定資産税情報の内部利用を可能とすること。	PCB特措法では、PCB廃棄物等の確実かつ適正な処理を推進するため、保管事業者等に対して法定期限内の処分・廃棄を義務付けており、都道府県・指定都市・中核市等では、環境省のマニュアルに基づき、保管・所有している可能性の高い事業者を対象とした「掘り起こし調査」を進めている。	横浜市では、登記簿の所有者情報と地図情報を突合した結果、調査票送付先を特定できない事例が約4割存在。特定できた事例でも、登記簿上の所有者が当該住所に居住しているとは限らないため、調査票が確実に届かない場合も多くあると考えられる。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	総務省、環境省	横浜市	支障事例等の詳細は「別紙1」のとおり	旭川市、青森県、八戸市、仙台市、いわき市、さいたま市、千葉市、船橋市、柏市、神奈川県、奈良県、山梨県、静岡県、浜松市、京都市、堺市、八尾市、兵庫県、神戸市、松山市、福岡県、北九州市、宮崎市	【総務省】まず、環境省において、PCB特措法に固定資産課税台帳情報の内部利用を可能とする規定を設ける必要性について検討すべきもの。【環境省】○ PCB廃棄物・使用製品である安定器の掘り起こし調査については、環境省より、平成29年10月17日にマニュアルを改訂・発出しており、調査に当たっては、登記簿と同一の内容が登録されている固定資産課税台帳(家屋課税台帳)・登記簿(不動産登記簿のうち建物登記簿)、総務省統計局「経済センサス-基礎調査結果」、情報通信会社が提供する事業者情報等の複数の情報源を活用することが示されています。○ これら各情報源の入手方法については、総務省とも協議の上、取得が可能である旨を平成29年10月17日付通知「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第4版)」等について(環備規発第17101728号、環備規発第1710171号)において各都道府県等に周知しています。	環境省の調査マニュアルでは、登記簿の所有者情報のほか、複数の情報源を活用する方法が示されている。しかしながら、不動産登記法では、建物の構造や床面積など、表示する登記事項の変更は義務付けられているものの、建物の所有者名や住所など、権利に関する登記事項の変更は義務付けられておらず、変更登記が行われていないケースが多数存在している。横浜市では、登記簿の所有者情報と地図情報の突合を行った場合、調査票送付先を特定できない事例が約4割存在している。一方、税理士等では、質問検査権を行使して実地調査を行うとともに、住民登録情報等、建物所有者の最新の情報を収集し、現に所有する者を認定し、その結果を反映して、固定資産課税台帳を整備している。PCB使用機器が保有されている可能性がある事業用建物の最新の所有者情報は、税担当部署にしか存在せず、他の有効な代替的手段は見当たらないと考える。また、個人情報の目的外利用にあたっては、地方公務員法や地方税法等における守秘義務と、他法令における資料請求権等を勘案しながら、保護法益間の比較衡量を行った上で対応することも求められている。PCB廃棄物の期限内処理については、放置することによる国民の生命・財産への影響は大きく、マニュアルに基づく地方自治体の掘り起こし調査が難航していることも踏まえれば、期限内処理を確実に行うために、税情報を内部利用する公益性は高いと考える。そのため、関係省庁には、地方自治体による掘り起こし調査を支援する立場から、PCB廃棄物の期限内処理の公益性の高さ、調査にあたっての有効な代替的手段が見当たらないこと、地方公務員法の守秘義務が課せられた地方自治体での内部利用であることなどを総合的に勘案して、PCB特別措置法に新たな規定を設けることを積極的に検討していただきたい。その上で、法改正に多大な時間を要するなど、実現が困難な場合には、関係省庁の協議により、関係行政機関への照会等に基づき対応を可能にするなど、固定資産税情報の内部利用を可能とする措置を早急に講じていただきたい。		
166 A	権限移譲	環境・衛生	国立公園の集団施設地区において企業保養所等を公園事業(宿舍)として位置付ける要件(参酌基準)を示すこと。あわせて、認可権限を都道府県知事に移譲すること。	国立公園の集団施設地区区内で、施設の一部を一般利用に供する企業保養所等を、公園事業(宿舍)として位置付ける要件(参酌基準)を示すこと。あわせて、認可権限を都道府県知事に移譲すること。	【現状】企業保養所等が公園事業(宿舍)として認められる具体的な要件(利用資格、利用料金、予約時期等)が示されていないため、予見性が低く、企業保養所等における利活用に向けた建て替え等の意欲が削がれるなど、民間投資が促進されていない。【支障事例】瀬戸内海国立公園六甲地域は、関西屈指の避暑地として知られるが、昨今の企業や健康保険組合の業績不振、財政状況の悪化及び保養所利用率の低迷により、企業保養所等が相次いで閉鎖している。このため、兵庫県は六甲山再生委員会を設置して、民間資本の誘導による六甲山の活性化を検討している。瀬戸内海国立公園六甲地域公園計画の見直しによって、摩耶山地区(15ha)と六甲山地区(430ha)が、公園利用施設として認められる施設(宿泊施設、休憩所等)の面的整備が可能となる集団施設地区に設定される見込みである。集団施設地区内では建築面積、高さなどの規制基準が弾力的に適用されるため、公園利用施設として認められる施設の新築や改修等の整備については、民間投資の促進が期待できる。しかし、公園事業(宿舍)として国が認める具体的な要件が示されていないため、施設の一部を一般利用に供する企業保養所等については、事業者が予見性を欠き新築や改修等を躊躇することとなる。	六甲山は別荘・企業保養所の適地として発展してきた歴史があり、施設の一部を一般利用する企業保養所等を公園事業(宿舍)として執行するための認可権限が付与されることで、地域に精通した都道府県知事が具体的な認可基準を明示することが可能になり、予見性が高まるとともに保養所活用の選択肢が増え、国立公園の利活用促進につながる。	自然公園法第10条第3項 国立公園事業取扱要領第10 1(7)	環境省	兵庫県、滋賀県、京都府、徳島県	-	-	-	国立公園事業は原則として国が執行するもので、民間事業者等は環境大臣の認可等を受けて国立公園事業の一部を執行することができることとされており(自然公園法(昭和32年法律第161号)第10条)、「国立公園事業取扱要領」(平成23年11月30日付環自国発第11130004号自然環境局長通知)(以下「取扱要領」という。)において認可等の審査基準が定められている。国立公園事業は社会公共の福祉のため、原則として国自らが行ういわゆる「公企業」とされており、国又は公共団体以外の者は環境大臣の認可により、その公企業の一部の特許を付与されるという性質に鑑み、認可等の審査基準において「利用施設事業については、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと」という基準を定めている。また、国におかれては、2020年に国立公園への外国人来訪者1000万人の目標達成を目指しておられ、その実現には外国人向けの宿舍事業の充実等が不可欠であると考え、本県においても、六甲山の再生活性化を目指し今年3月に設置した国、県、市等で構成する六甲山再生委員会におけるような宿泊施設の形態がみられている。環境省としては平成30年5月から有識者や民間事業者からなる「国立公園の宿舍事業のあり方に関する検討会」を3回開催し、上述のような多様化する経営手法への対応について検討を実施し、課題と今後の検討事項の整理を行った。ご提案のあった企業保養所等を公園事業として位置づける要件については、上述の検討会で示された「公園事業に求められる公益性・公平性が確保できるかどうか」といった検討事項について、更なる検証を行わなければ明確化することは難しいことから、今年度以降ケーススタディを実施する等により、引き続き検討を進める予定。	環境省では、国立公園の宿舍事業のあり方について、環境省の考えを整理した上で具体的な対応策を示すことを目的として国立公園の宿舍事業のあり方に関する検討会が開催されている。その第3回検討会では、「国立公園の宿舍事業のあり方について(案)」の中で「一般利用者が適常ホテルと一定程度同様に使用できる分譲型ホテルを公園事業として認可を想定した場合に、オーナー等と一般利用者の間で利用精度が生じることから、公園事業としての公益性・公平性を確保するために、どの程度オーナー等の優先利用を制限することが適当か検討する必要がある」とが示された。また、国におかれては、2020年に国立公園への外国人来訪者1000万人の目標達成を目指しておられ、その実現には外国人向けの宿舍事業の充実等が不可欠であると考え、本県においても、六甲山の再生活性化を目指し今年3月に設置した国、県、市等で構成する六甲山再生委員会におけるような宿泊施設の形態がみられている。環境省としては平成30年5月から有識者や民間事業者からなる「国立公園の宿舍事業のあり方に関する検討会」を3回開催し、上述のような多様化する経営手法への対応について検討を実施し、課題と今後の検討事項の整理を行った。ご提案のあった企業保養所等を公園事業として位置づける要件については、上述の検討会で示された「公園事業に求められる公益性・公平性が確保できるかどうか」といった検討事項について、更なる検証を行わなければ明確化することは難しいことから、今年度以降ケーススタディを実施する等により、引き続き検討を進める予定。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【仙台市】 平成29年10月17日のマニュアルに記載された「調査対象事業者リストの入手方法」により取得できる情報については、提案都市(横浜市)が主張するように、調査送付先の現所有者を特定することができない例が多数に及んでいる。調査送付先が特定できない事例についてマニュアルでは「WEB検索や現地調査等」により連絡先を確認調査すること」になっているものの、調査件数が膨大であることから振り出し調査の妨げとなっている状況である。</p> <p>そこで、調査対象事業者リストを入手する段階から情報の精度を確保できるようPCB特措法に固定資産課税台帳情報の内部利用を可能とする規定を設けていただきたい。PCB特措法の改正が困難であればマニュアルの見直しをしていただきたい。</p> <p>【八戸市】 建物の登記情報だけでは登記簿に記載された所有者が住所変更登記や相続登記をしていない場合、破産・清算により実質的に法人が存在しない場合等には、調査票が未達となり調査に支障が生じると考えている。これを解決するためには、調査票の送付先となる最新の納税者情報を把握している固定資産課税台帳の利用が有効であると考えている。</p> <p>現行制度により対応可能という趣旨の回答であるが、税担当課に家屋課税台帳の情報提供を依頼したところ、取得できた情報は登記簿と同一の情報に限られ、地方税法の守秘義務規定により、税務部局が調査により知り得た最新の納税者情報(現況の建物所有者又は納税管理人の氏名・住所・電話番号)は取得できなかった。調査の効率的な実施のため、空家等対策の推進に関する特別措置法の事例のように、登記簿に記載されている情報のみならず税務部局が職務上知り得た最新の納税者情報を含む固定資産課税台帳の情報についても提供を受けることができるよう、PCB特措法に固定資産課税台帳情報の内部利用を可能とする規定を設けていただきたい。</p> <p>【八尾市】 環境省の回答では、既に周知を行っているとのことであるが、その内容は「登記簿と同一の内容が登録されている固定資産課税台帳(家屋課税台帳)等を情報源として活用すること」が示されているのみである。提案団体が支障としてあげている内容は、「税部局が独自に入手した情報の活用ができないこと」であることから、この支障をどのように解決していくかについての回答を具体的に明示すべきである。</p> <p>【宮崎市】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 環境省見解にあるように、登記簿と同一の内容が登録されている固定資産課税台帳(家屋課税台帳)、登記簿(不動産登記簿のうち建物登記簿)、総務省統計局「経済センサス-基礎調査結果」、情報通信会社が提供する事業者情報等の複数の情報源を活用することが示されているが、これらの中で最も精度が高いのは登記簿情報だと考えられる。しかし、建物の建築年次の情報が含まれていなかったり、住居表示や所有者等の登記変更が行われていなかったりするケースがあるため、納税者情報を含めた家屋課税台帳情報を使用することで精度をさらに高め、処分期間内の処理完了を達成したい。</p> <p>そのためにも、PCB特措法において、納税者情報を含めた家屋課税台帳情報の内部利用が可能とする規定を設けていただきたい。</p> <p>【神奈川県】 平成29年10月17日付け通知では、家屋課税台帳情報のうち、登記簿情報と同じ情報のみが提供の対象となっており、振り出し調査において、支障をきたしている。各市町村が所有する家屋課税台帳情報について、都道府県においても利用できるような制度の構築を望む。</p>	<p>【全国知事会】 所管省からの回答は、現行制度により対応可能という趣旨だが、提案団体では現に支障が生じているという事実を重く受け止め、必要な情報を実際に取得できているか実態を十分に把握し、回答を再検討すること。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		<p>【総務省】 ○ 登記簿と同一の内容が登録されている家屋課税台帳情報は、市町村の税務部局から入手可能である旨、平成29年10月に、環境省から周知しており、総務省から市町村の税務部局にもその旨を連絡しています。</p> <p>なお、税務部局が調査して知り得た情報については、目的外の利用を可能とするためには、個別法の規定が必要であり、PCB特措法に新たな規定を設けることが必要か否かは、まずは、環境省において、検討されるべきものです。</p> <p>【環境省】 登記簿と同一の内容が登録されている家屋課税台帳情報は、市町村の税務部局から入手可能である旨、平成29年10月に環境省から周知しており、総務省から市町村の税務部局にもその旨を連絡しています。</p> <p>PCB廃棄物・使用製品である安定器の振り出し調査については、モデル事業を実施した結果も踏まえ、安定器の振り出し調査をより効率的・効果的に行うための手法を追記してマニュアルを改訂し、平成30年8月29日付け通知「PCB廃棄物等の振り出し調査マニュアル(第5版)」等について「(環境省第1808291号)により各都道府県市に周知しました。</p> <p>当該マニュアルにおいて、各情報源の特性を取りまとめお示しており、例えば、家屋課税台帳の場合は、電話番号の記載が無いため電話による督促ができない、固定資産税の非課税物件が含まれない、建物の場所が地番表記のため訪問調査の際に住所表記への変換作業が必要といったデメリットがあります。各情報源はそれぞれにメリット・デメリットがあり、入手の容易性も自治体毎に異なりますので、マニュアルにおける各情報源の特性を参考にしつつ、自治体毎の状況を踏まえ、使用する情報源を選択していただきたいと考えています。</p>	<p>6【環境省】 (8)ホリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65) (i) 都道府県市が実施する、管内における未処理のPCB廃棄物等を網羅的に把握するための調査のうち、PCB使用安定器の調査については、「PCB廃棄物等の振り出し調査マニュアル(第5版)」(平30環境省)に記載の各情報源の特性を参考にしつつ、同調査において使用する各情報源にメリット・デメリットがあり、入手の容易性も都道府県市ごとに異なることを踏まえ、使用する情報を選択する必要があることを、関係者連絡会を通じて都道府県市に2018年中に周知する。 〔措置済み(平成30年8月29日付け環境省環境再生・資源循環局ホリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知)〕 (ii) 都道府県市において上記情報源の入手又は活用ができない場合があること等を踏まえ、調査に用いる事業者のリストを整備し、都道府県市に2019年1月までに提供する。</p>	通知(事務連絡)	平成31年1月	措置済み:環境省において、都道府県市がPCB使用安定器の調査に用いることができる事業者のリストを整備し、都道府県市に提供した。		
	<p>【全国知事会】 多くの自治体から、自然公園の施設設置等に関する規制に係る支障が生じているとの意見が出されている。このため、提案の早期実現を求める。</p>	<p>○ 企業保養所等を公園事業(宿舍)に位置付けるための要件の明確化に向けて、早期に結論が出るよう、今後の作業工程等を記したロードマップを示すべきではないか。</p> <p>○ 当該要件については、民間投資の促進のため企業等が予見性をもって参入検討ができるよう具体的・客観的なものとするとともに、都道府県が地域性を踏まえた柔軟・弾力的な判断を阻害しないよう参酌基準として示すべきではないか。</p> <p>○ また、提案団体からは当該要件を30年度中に提示されることを希望しており、都道府県や民間事業者が早期に検討に入れるよう、結論を出す時期を可能な限り前倒しすべきと考えるが、目安はどれぐらいか。</p>	<p>責目のとおり、環境省が開催した「国立公園の宿舍事業のあり方に関する検討会」のとりまとめとして公表した「国立公園の宿舍事業のあり方について」において、一般の利用者が通常のホールと一定程度同様に使用できる分譲型ホテルについては、公園事業としての認可を想定した場合、オーナー等による優先利用が生じることから、「公園事業の前提となる公益性・公平性を確保するため」にどの程度オーナーの優先利用を制限することが適当か検討が必要であると示したところ。</p> <p>企業保養所の施設の一部を一般利用に供する場合についても、同様の検討が必要であり、以下の手順により、2019年度前半には明確化を図る基準を示すこととした。</p> <p>○国立公園事業として公益性・公平性を確保できる基準を設定するための実態調査:6ヵ月 ○有識者ヒアリング:2ヵ月 ○明確化を図る基準の検討、調整、施行:3ヵ月 ○中央環境審議会への報告(例年7~8月頃開催)</p>	<p>6【環境省】 (4)自然公園法(昭32法161) 国立公園事業取扱要領(平23環境省自然環境局)第10の1(7)に定める国立公園事業の執行の協議(10条2項)又は認可(同条3項)の審査基準については、企業保養所等が国立公園事業のうち、宿舍事業として認められる具体的な要件の明確化を求めるニーズを踏まえ、国立公園事業として公益性・公平性を確保できる基準を設定するための実態調査等を行う。その結果に基づき当該要件を明確化し、都道府県に2019年9月までに通知する。</p>	省令及び通知	令和元年9月30日施行	<p>【省令】 自然公園法施行規則の一部を改正する省令(令和元年環境省令第7号) 【通知】 「国立公園事業取扱要領」の全部改正について(令和元年9月30日付け環自国発第1909302号自然環境局長通知) 【参考通知】 ・宿舍に関する国立公園事業に係る分譲型ホテル等の取扱いについて(令和元年9月30日環自国発第1909303号国立公園課長通知)</p>		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	
															補足資料
214	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	災害廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理する際の規制緩和	<p>廃棄物処理法第15条の2の5で規定される特例は、同法第15条の許可対象施設に該当しない施設には適用されない。このため、平成28年の熊本地震の際に発生した多種多量の災害廃棄物の処理に時間を要した。</p> <p>特に、廃石膏ボード(ガラスくず)については県外の民間の中間処理施設で処理することを検討したものの、同規定を適用できず、再資源化が可能な状態であっても最終処分せざるを得なかった。</p> <p>そもそも、石膏ボードの破砕施設は、家庭解体あるいは新築に伴い発生する産業廃棄物を想定しており、一般廃棄物処理施設の許可を出している自治体は少ないのが現状である。</p> <p>加えて、同法第2条の3第2項では「非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、(中略)分別、再生利用等によりその量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。」とあるが、大規模地震災害の場合、多くの家屋が倒壊する産率性が高い。石膏ボードや木くずは特に多量に発生することが予想される。</p> <p>また、廃石膏ボードを最終処分する場合、条件によっては腐化水素が発生することがある点からも、受け入れ可能な施設において速やかに再資源化することが望ましいといえる。</p> <p>なお、本来的には、災害時には自治体の適正な判断のもとで全ての「産業廃棄物許可対象以外の処理施設が特例の対象となることを望むが、過去の被災経験から特に制度の支障を感じた廃棄物について提案するものである。</p>	<p>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第15条の2の5第2項)</p> <p>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(第12条の1の16)</p>	環境省	熊本市	—	<p>宮城県、仙台市、秋田県、栃木県、北本市、綾瀬市、中津川市、静岡県、名古屋市長官庁市、福沢市、京都市、堺市、兵庫県、岡山市、新原浜市、福岡県、北九州市、宮崎県</p> <p>○大規模災害の発生時には、地震や津波により多くの建築物の倒壊が予測される。その際、建築物の解体にみの迅速な処理が復旧・復興に繋がるが、現在の規定では特例で処理できない一般廃棄物が存在し、実際に復旧・復興の支障となっているところである。本市においても、災害廃棄物処理計画を策定し、発災備える中、災害廃棄物の処理方法について、過去の被災地の処理方法を参考にしているところであり、実際に被災された熊本市が実務で感じた課題であることから、本市も同様に改正を求めている。</p> <p>○震災発生時など、一時的に大量の一般廃棄物が発生した際には、一廃許可施設のみでの処理には限界がある。市民生活の復旧には、災害ごみの迅速な処理が不可欠であることから、産業許可施設に余力があるのであれば、それらを活用することは効果が大いと考えられる。ただし、品目を限定するの、重量的制限を設けるのかなどのルール作りは検討が必要と考える。</p> <p>○災害廃棄物を速やかに処理するために特例制度が設けられた背景があるが、災害廃棄物は各7条施設で対象としている廃棄物の種類だけではなく、それ以外の廃棄物の種類を処理する場合に、通常の一般廃棄物処理施設設置許可の申請が求められることは、特例制度の主旨にそぐわないものと考えられる。</p> <p>○平成27年の関東・東北豪雨では、法第15条の2の5第1項の対象とならない品目(腐敗、廃石膏ボード)の処理先の確保が困難であった。災害時には、各市町等の処理施設において処理ができていない品目(腐敗、廃石膏ボード)などが大量に発生し、その処理を民間業者に委託する必要がある。一方、災害廃棄物は法律上一般廃棄物であり、がれきりなどの処理が可能な一般廃棄物処理業者は非常に少ないため、災害の規模にかかわらず災害廃棄物の処理が困難することが予想される。災害廃棄物の処理の迅速化を図るには、特例措置の対象品目を広げることが重要と考える。</p> <p>○平常時における家庭の解体は、多くが産業廃棄物として扱われるが、災害時に被災した家庭の解体は一般廃棄物として処理する必要があるが、災害時には産業廃棄物の処理能力が不足することが危惧される。できる限り早く災害廃棄物を処理することは、早期復旧につながるため、災害時に産業廃棄物処理施設においても処分ができることとされたい。</p>	<p>大規模災害後の市民生活の復旧には、災害ごみの迅速な処理が不可欠であり、そのための法整備として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という)第9条の3の3や法第15条の2の5の規定に基づく特別措置を講じていただきたいところである。上記措置を用いて熊本地震において廃石膏ボードの広域処理を考えました。法第9条の3の3の特例については、受け入れ先の自治体で条件が設定されていなかったため、また、法第15条の2の5の特例については、廃石膏ボード及びその破砕処理施設が特別の対象に含まれていなかったためこれらの制度が使えず、結果的にそのほとんどが埋立処分されました。</p> <p>大規模災害時に法第9条の3の3の特例制度が実際に活用できるようにする上で、事前に各自自治体での条例制定を「特別措置を適用する必要要件」とすることは、各自自治体で事前に条例制定を行う必要があり、負担が大きく、迅速な対応の自治体で条件が定められていないこと、また、内容的にも必要は多く、あらかじめ関係法令で必要な事項を一律に定めたうえで、別途定めるべき事項が他にあれば各自自治体において規則や告示などで定めることといった、不測の緊急事態への対応が可能な制度とすべきではないかと考えております。</p> <p>一方、石膏ボードの破砕施設は産業廃棄物処理施設の設置許可の対象ではなく、既に所要の手続きを経て施設設置許可を取得しているという状況ではないことから、上記の許可手続の合理化という制度趣旨にはそぐわず、生活環境の保全等の目的に鑑み、一般廃棄物処理施設を設置する際に本来必要な設置許可を必要としています。</p> <p>なお、災害廃棄物の処理を迅速に進めるため、平成27年に同法を改正し、市町村以外の者が設置する一般廃棄物処理施設については、通常は都道府県知事からの許可が必要であるところ、非常災害時において、市町村から災害廃棄物の処分を委託を受けた民間事業者等が一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の手続と同様、都道府県知事の届出で足りることとししました(法第9条の3の3)。</p> <p>これを受け、先行事例として熊本市を含めた複数の市で本特例措置の適用に必要な条例改正を行っていることと承知しています。</p> <p>環境省としては、災害廃棄物の迅速な処理のため、平時からの災害廃棄物への備えの強化をお願いしており、地方環境事務所が中心となって設置した地域ブロック協議会等の場も活用して、自治体が災害廃棄物対策を実施する上での課題への対応策についての周知や都道府県との連携を進めた産業廃棄物処理体制の枠組みの構築を進めたいところ。本特例措置の活用も含めた災害廃棄物対策について、引き続き積極的な周知や助言等の活動を行っていきたくと考えています。</p>	—			
220	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業の省略	<p>容器包装リサイクル制度では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条及び第10条を基に市町村が分別収集の一環として選別作業を行うとともに、再商品化事業者も再商品化工程の中で重ねて選別作業を行っている。本提案では、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別作業へ一体化することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。</p> <p>【具体的な支障事例】</p> <p>選別作業を一体化する場合と比べて、市町村の処理費用が高くなる。また、中間処理費用が高くなることにより、再商品化の促進を阻害する要因の一つとなっている。</p> <p>【制度改正による懸念点】</p> <p>市町村によっては、諸般の事情により選別作業の一本化を必ずしも望まない場合が想定されるため、地域の自主性により選択的に制度を適用することが出来るようになる必要があると考えられる。</p>	<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化に関する法律第6条・第10条</p>	経済産業省、環境省	熊本市	—	<p>北本市、神奈川県、川崎市、相模原市、経井浜町、名古屋市長官庁市、福沢市、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、岡山市、北九州市</p> <p>○本市においても、容器包装リサイクル法に基づきプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルを実施している。プラスチック製容器包装は市民による分別排出であり、一定の異物混入はやむを得ない中で、同法では、(公社)日本容器包装リサイクル協会による品質検査(異物混入の有無など)があり、判定内容によっては同協会による引取りが中止となる可能性がある。そのため、多額の費用をかけて選別等の中間処理を民間業者に委託しており、その負担は非常に大きい。(平成28年度には一度D判定を受け、再検査でD判定であった場合引取り中止になる事態が生じたこと、多量な努力と費用を要した。)提案内容のとおり、再商品化事業者も再商品化工程の中で重ねて選別作業を行っており、二重の手間がかかっていること、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別に一本化し、合理的な制度構築が図られるべき。</p> <p>○選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行われる非効率な仕組みは大きな問題であり、今後、より一層リサイクルを進めていくためには、社会全体のコスト低減を図り、制度の持続可能性を高める必要がある。本市では、平成29年1月にプラスチック資源の一括回収・選別合理化の環境省モデル実証事業を実施したが、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者で選別作業を一本化しても、再商品化工程に支障がなく、リサイクルするうえで問題が生じない結果となった。こうしたことから、再商品化の工程において、選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行っている状況について、平成29年度に実施した実証事業の結果を踏まえ、市町村における選別作業の必要性を含めた見直しを早急に取り組むことを求める。</p> <p>○当市では、市処理施設によって、破砕後、選別・圧縮作業を行い、再商品化事業者に引き渡しています。再商品化事業者によっては、再度選別作業を行っているため、提案についても関係すると考えます。また、指定法人の引取りカドラインにおける「収集袋の破袋」も見直されることで、効率よく再商品化されると考えます。</p>	<p>プラスチック資源のリサイクルについては、より一層の合理化、高度化が可能と考えており、制度的な課題の解決策や社会全体のコストを合理化する方策を今後策定予定の「プラスチック資源循環戦略」に反映させたい。市町村と再商品化事業者の行う選別一体化等の施策の実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。合わせて、施策に係る具体的な検討のスケジュールをお示ししたきたい。</p>	—			

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【静岡県】</p> <p>災害時に市町村は、一般廃棄物である災害廃棄物を迅速に処理する必要があることから、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16の指定にガラスの追加をお願いしたい。</p> <p>【栃木県】</p> <p>第9条の3の3による届出は、添付書類として生活環境影響調査結果が求められるなど、早急な廃棄物の処理を求められる非常災害時での活用は現実的でない。</p> <p>迅速に災害廃棄物を処理するという観点から、非常災害時において、産業廃棄物処理施設の設置許可を要しない処理施設においても、既存の産業廃棄物処理業者が現に業許可を受けて処理している産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を受入れる場合に限る、生活環境影響調査や許可申請などの手続きを省略するなど合理化を行い、生活環境の保全等の目的を踏ましつつ、速やかに一般廃棄物を処理できるよう新たな緩和策を講ずるべきである。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 災害廃棄物は、一般廃棄物処理施設での処理が必要。ただし、特例として、産業廃棄物処理施設の許可施設と同様の性状を有する一般廃棄物の処理が可能。</p> <p>○ 一次ヒアリングでは、廃石膏ボードの破砕処理施設及び鉛を含むブラウン管ガラスの溶融処理施設について、廃掃法第15条の産業廃棄物処理施設の許可対象施設ではないため、同法第15条の2の5の特例の対象とならない旨が示された。</p> <p>同法第15条の産業廃棄物処理施設の設置許可を要しない施設であっても、法の許可によるコントロールが不要な施設であり、一定の安全適正な処理が可能な施設と考えられることから、処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を産業廃棄物処理業者が処理する場合において、産業廃棄物処理施設の設置許可を取得しているものとみなして、上記特例の対象に追加できないか。</p> <p>○ 大規模災害時に法第9条の3の3の特例制度が実際に活用できるような対応の支援となる。また、内容的にも条例レベルで定める必要はなく、あらかじめ関係法令で必要な事項を一律に定めたうえで、別途定めるべき事項が他にあれば各自治体において規則や告示などで定めるといった、不測の緊急事態への対応が可能な制度とすべきではないか。</p> <p>○ 特定家庭用機器再商品化法に基づく処理について、指定法人では既に破砕された状態で、家電4品目であるかどうかの識別や処理量(台数)の把握ができないことから、受け入れはできないとのことであった。このように、家電リサイクル法の仕組みでの処理が出来る。廃掃法上一般廃棄物として処理する必要がある場合において、行政代執行により多額の処理費用を要した自治体の費用負担を軽減するために、安価に処理を行うための処理体系を検討すべきではないか。</p>	<p>非常災害により発生した廃棄物を円滑に処理するため、廃棄物処理法においては、法第9条の3において特例措置を講じております。本特例措置は、本来、事業者が行う一般廃棄物処理施設は許可制であるところ、災害時の応急的な措置として、市町村から災害廃棄物の処理を委託された事業者が施設を設置する場合は、届出制とし、迅速な施設を設置を可能とするものです。また、当該届出書作成に当たっては、条例で定めるところにより必要な手続を実施することと規定されています。</p> <p>本特例措置を利用することにより、一般廃棄物である災害廃棄物について、既存の産業廃棄物の処理施設における処理を行うことが可能となります。</p> <p>提案市においては、産業廃棄物の処理施設の所在する市町村において条例が未制定であったために、本特例措置の適用ができなかったということであり、既に条例を制定している自治体は複数あるものの、今後、本特例措置を利用した円滑な災害廃棄物処理を可能とするためには、災害時に生じる廃棄物を処理可能な産業廃棄物の処理施設を有する市町村にこのため、環境省としては、全国の担当課長会議の場や地域ブロック協議会等の様々な場を積極的に活用し、既に制定されている条例の例等も示しながら、地方自治体において当該条例が制定されるよう、周知・助言等を行うなど一層の働きかけを行いたいと考えています。</p> <p>また、当該特例措置の利用を含め、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、今後、廃石膏ボード等の処理が可能な施設の状況や受入れに当たった際の留意事項、当該施設の所在する市町村における条例制定状況等を平成31年度中に調査し、とりまとめた情報を地方自治体等に提供するなど、環境省として必要な支援に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>さらに、適正処理の円滑な推進の観点から、調査結果に基づいて、必要に応じて有識者や関係団体等からの意見聴取を行った上で、必要な対応を検討し、御提案のありました条例制定の負担軽減も含め、必要な措置を講ずることとしていただいております。</p> <p>※その他の御指摘への回答については、別紙に記載。</p>	<p>6【環境省】</p> <p>(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)</p> <p>(6) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)については、全国産業物・リサイクル行政主管課長会議や災害廃棄物の処理に係る地域ブロック協議会等を活用し、既に制定されている条例の事例等も示しつつ、地方公共団体において条例が制定されるよう、積極的な周知・助言等を行う。</p> <p>また、当該特例措置の利用を含めた災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、国において、処理施設の所在地等を把握するための調査を2018年度中に行い、同調査結果を整理した上で、特例規定に基づく条例の策定状況、災害廃棄物の受入可能な廃棄物処理施設及び災害廃棄物の処理に関する支障や課題について、地方公共団体に対して2019年度中に調査を行う。その後、取りまとめた情報を地方公共団体に提供するなど、必要な支援を適切に行う。</p> <p>あわせて、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理の推進の観点から、当該調査結果に基づき、有識者や関係団体等から意見聴取を行った上で、特例規定に基づく条例制定の負担軽減も含め、必要な対応を検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>省令、通知等</p> <p>令和2年3月に非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)に関する条例制定事例集を策定し、周知を実施。</p> <p>また、10月末及び2月に有識者や関係団体等を含む検討会を開催し、条例制定事例集の周知等の対応方針について結論を得た。</p> <p>その後、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)に関する条例制定事例集を策定し、地方公共団体において条例が制定されるよう、全国産業物・リサイクル行政主管課長会議や動画配信等を活用し、周知・助言等を行った。</p> <p>また、令和2年7月16日、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16の規定に係る一部改正を実施。</p> <p>また、令和2年7月16日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第18号)を公布・施行し、産業廃棄物処理施設の設置者が、非常災害のために必要な急措置として災害廃棄物を処理するときは、その処理を開始した後、遅滞なく届出を行うことにより、当該産業廃棄物処理施設の設置許可に係る産業廃棄物と同様のものに限らず、当該施設において平時から中間処理している産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を処理することができることとした。このため、廃棄物処理法施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設のうち、平時から廃石膏ボードを処理している施設であれば、災害廃棄物たる廃石膏ボードについても事後届出により処理が可能となった。</p>				
	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>平成30年6月にプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略(以下「プラスチック資源循環戦略」という。)の在り方について、環境大臣から中央環境審議会に諮問を行い、中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略小委員会における議論が開始されたところです。本小委員の議論を踏まえ、パブリックコメントをした上で、平成31年6月までにプラスチック資源循環戦略を策定する予定です。本戦略の策定結果を踏まえ、必要な検討を行う予定です。</p>	<p><平30></p> <p>6【環境省】</p> <p>(7) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)</p> <p>市町村とリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合)に基づき、同報告書の取りまとめから5年を目標として行うこととされている容器包装リサイクル制度の検討及び必要に応じた見直しの中で、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(関係府省・経済産業省)</p> <p><令3></p> <p>5【環境省】</p> <p>(7) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)</p> <p>(ii) 市町村が行うプラスチック製容器包装廃棄物の再商品化に向けた選別作業については、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令3法60。以下この事項において「法」という。)において、再商品化計画の認定を受けた市町村は、当該選別作業を実施することなく、再商品化実施者に選別作業を委託できる(法35条)と。法は公布(令和3年6月11日)後1年以内に施行することとされており、今後、関係政令を整備の上、速やかに施行する。</p> <p>(関係府省・経済産業省)</p>	<p>法律</p> <p>新法である「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が第204回国会の審議を経て令和3年6月4日に成立、同月11日に公布され、令和4年4月1日から施行される。</p> <p>市町村とリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合)に基づき、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>また、令和元年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」や令和3年1月に取りまとめられた「今後のプラスチック資源循環政策のあり方について」を踏まえて、令和3年3月政府としてプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案を閣議決定。令和3年6月4日に成立、同月11日公布。令和3年8月に開催した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議(第9回、第10回)において、政省令・告示案を審議いただき、令和3年10月から11月にかけてパブリックコメントを実施。令和3年11月に開催した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議(第11回)において、「パブリックコメント」を踏まえて修正した政省令・告示案を審議いただいた上でとりまとめ、令和4年1月19日に政省令・告示が公布された。</p>					

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	
															補足資料
308	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	災害廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理する際の規制緩和	産業廃棄物処理法第15条の2の5「産業廃棄物処理施設の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例」について、現行で許可対象とされていない処理施設の内、特に石膏ボード(ガラスくず)の破砕施設を特例の対象と出来るよう所要の改正を求める。	産業廃棄物処理法第15条の2の5に規定される特例は、同法第15条の許可対象施設に該当しない施設には適用されない。このため、平成28年の熊本地震の際に発生した多種多量の災害廃棄物の処理に時間を要した。特に、廃石膏ボード(ガラスくず)については県外の民間の中間処理施設で処理することを検討したものの、同規定を適用できず、再資源化が可能な状態であっても最終処分せざるを得なかった。そもそも、石膏ボードの破砕施設は、家庭解体あるいは新築に伴い発生する産業廃棄物を想定しており、一般廃棄物処理施設の許可を出している自治体は少ないのが現状である。加えて、同法第2条の3第2項では「非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、(中略)分別、再生利用等によりその量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。」とあるが、大規模地震災害の場合、多くの家屋が倒壊する産率性が高いため、石膏ボードや木くずは特に多量に発生することが予想される。また、廃石膏ボードを最終処分する場合、条件によっては酸化水素が発生することがある点からも、受け入れ可能な施設において速やかに再資源化することが望ましいといえる。なお、本来的には、災害時には自治体の適正な判断のもとで全ての「産業廃棄物許可対象以外の処理施設」が特例の対象となることを望むが、過去の被災経験から特に制度の支障を感じた廃棄物について提案するものである。	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第15条の2の5第2項)・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(第12条の1の16)	環境省	指定都市市長会	-	宮城県、栃木県、山梨県、静岡県、福沢市、兵庫県、岡山県、新居浜市、福岡県、北九州市、宮崎市	○大規模災害の発生時には、地震や津波により多くの建築物の倒壊が予測される。その際、建築物の解体ごみの迅速な処理が復旧・復興に繋がるが、現行、建設ごみの処理方法が実務で感ずる課題であることから、本市も同様に改正を求めている。○災害廃棄物を速やかに処理するために特例制度が設けられた背景があるが、災害廃棄物は令7条施設で対象としている廃棄物の種類だけでは限らないため、それ以外の廃棄物の種類を処理する場合に、通常の一般廃棄物処理施設設置許可の手続きが求められることは、特例制度の主旨にそぐわないものとする。○平成27年の関東・東北豪雨では、法第15条の2の5第1項の対象とならない品目(廃石膏ボード)の処理先の確保が困難であった。災害時には、各市町等の処理施設において処理ができないがれき類、石膏ボードなどが大量に発生し、その処理を民間業者に委託する必要がある。一方、災害廃棄物は法律上一般廃棄物であり、がれき類などの処理が可能な一般廃棄物処理業者は非常に少ないため、災害の規模にかかわらず災害廃棄物の処理が困難することが予想される。災害廃棄物の処理の迅速化を図るには、特例措置の対象品目を広げることが重要と考えられる。○平常時における家屋の解体は、多くが産業廃棄物として扱われるが、災害時に被災した家屋の解体は一般廃棄物として処理するため、災害時は一般廃棄物処理業者が不足することが危惧される。できる限り早く災害廃棄物を処理することは、早期復旧につながるため、災害時に産業廃棄物処理施設においても処分ができることとされたい。	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
312	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業の省略	容器包装リサイクル制度では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条及び第10条を基に市町村が分別収集の一環として選別作業を行うとともに、再商品化事業者も再商品化工程の中で重ねて選別作業を行っている。本提案では、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別作業を一体化することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。【具体的な支障事例】選別作業を一体化する場合と比べて、市町村の処理費用が高くなる。また、中間処理費用が嵩むことにより、再商品化の促進を阻害する要因の一つとなっている。【制度改正による懸念点】市町村によっては、諸般の事情により選別作業の一本化を必ずしも望まない場合が想定されるため、地域の自主性により選択的に制度を適用することが出来るようになる必要があると考えられる。	市町村が負担する処理費用が低減するとともに、中間処理費用の合理化により再商品化の促進が期待できる。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条・第10条	経済産業省、環境省	指定都市市長会	-	神奈川県、相模原市、経井沢町、豊田市、福沢市、大阪市、兵庫県、北九州市	○選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行われる非効率な仕組みは大きな問題であり、今後、より一層リサイクルを進めていくためには、社会全体のコスト低減を図り、制度の持続可能性を高める必要がある。本市では、平成29年11月にプラスチック資源の一括回収・選別合理化の環境省モデル実証事業を実施したが、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者で選別作業を一本化しても、再商品化工程に支障がなく、リサイクルするうえで問題が生じない結果となった。こうしたことから、再商品化のうえで行っている状況について、平成29年度に実施した実証事業の結果を踏まえ、市町村における選別保管の必要性を含めた見直しを早急に図ることを求める。○当市では、市処理施設によって、破袋後、選別・圧縮作業を行い、再商品化事業者に引き渡しています。再商品化事業者によっては、再度選別作業を行っているため、提案について賛同します。なお、法第2条第6項の「分別基準適合物」の定義についても関係すると考えます。また、指定法人の引取りガイドラインにおける「収集袋の破袋」も見直されることで、効率よく再商品化されると考えます。	各府省からの第1次回答	見解	補足資料

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【静岡県】</p> <p>災害時に市町村は、一般廃棄物である災害廃棄物を迅速に処理する必要があることから、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16の指定にガラスの追加をお願いしたい。</p> <p>【栃木県】</p> <p>第9条の3の3による届出は、添付書類として生活環境影響調査結果が求められるなど、早急な廃棄物の処理を求められる非常災害時の活用は現実的でない。</p> <p>迅速に災害廃棄物を処理するという観点から、非常災害時において、産業廃棄物処理施設の設置許可を要しない処理施設においても、既存の産業廃棄物処理業者が現に業許可を受けて処理している産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を受入れる場合に限り、生活環境影響調査や許可申請などの手続きを省略するなど合理化を行い、生活環境の保全等の目的を踏まえつつ、速やかに一般廃棄物を処理できるよう新たな緩和策を講ずるべきである。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 災害廃棄物は、一般廃棄物処理施設での処理が必要。ただし、特例として、産業廃棄物処理施設の許可施設と同様の性状を有する一般廃棄物の処理が可能。</p> <p>○ 一次ヒアリングでは、廃石膏ボードの破砕処理施設及び鉛を含むブラウン管ガラスの溶融処理施設について、廃掃法第15条の産業廃棄物処理施設の許可対象施設ではないため、同法第15条の2の5の特例の対象とならない旨が示された。</p> <p>同法第15条の産業廃棄物処理施設の設置許可を要しない施設であっても、法の許可によるコントロールが不要な施設であり、一定の安全適正な処理が可能な施設と考えられることから、処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を産業廃棄物処理業者が処理する場合において、産業廃棄物処理施設の設置許可を取得しているものとみなして、上記特例の対象に追加できないか。</p> <p>○ 大規模災害時に法第9条の3の3の特例制度が実際に活用できるような上で、事前に各自治体に条例制定を義務付けておくことは迅速な対応の支障となる。また、内容的にも条例レベルで定める必要はなく、あらかじめ関係法令で必要な事項を一律に定めたうえで、別途定めるべき事項が他にあれば各自治体において規則や告示などで定めるといった、不測の緊急事態への対応が可能な制度とすべきではないか。</p> <p>○ 特定家庭用機器再商品化法に基づく処理について、指定法人では既に破砕された状態で、家電4品目であるかどうかの識別や処理量(台数)の把握ができないことから、受け入れはできないとのことであった。このように、家電リサイクル法の仕組みでの処理が出来る。廃掃法上一般廃棄物として処理する必要がある場合において、行政代執行により多額の処理費用を要した自治体の費用負担を軽減するためにも、安価に処理を行うための処理体系を検討すべきではないか。</p>	<p>非常災害により発生した廃棄物を円滑に処理するため、廃棄物処理法においては、法第9条の3において特例措置を講じております。本特例措置は、本来、事業者が行う一般廃棄物処理施設は許可制であるところ、災害時の応急的な措置として、市町村から災害廃棄物の処理を委託された事業者が施設を設置する場合は、届出制とし、迅速な施設の設置を可能とするものです。また、当該届出書作成に当たっては、条例で定めるところにより必要な手続を実施することと規定されています。</p> <p>本特例措置を利用することにより、一般廃棄物である災害廃棄物について、既存の産業廃棄物の処理施設における処理を行うことが可能となります。</p> <p>提案市においては、産業廃棄物の処理施設の所在する市町村において条例が未制定であったために、本特例措置の適用ができなかったということであり、既に条例を制定している自治体は複数あるものの、今後、本特例措置を利用した円滑な災害廃棄物処理を可能とするためには、災害時に生じる廃棄物を処理可能な産業廃棄物の処理施設を有する市町村にこのため、環境省としては、全国の担当課長会議の場や地域ブロック協議会等の様々な場を積極的に活用し、既に制定されている条例の例等も示しながら、地方自治体において当該条例が制定されるよう、周知・助言等を行うなど一層の働きかけを行いたいと考えています。</p> <p>また、当該特例措置の利用を含め、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、今後、廃石膏ボード等の処理が可能な施設の状況や受入れに当たった際の留意事項、当該施設の所在する市町村における条例制定状況等を平成31年度中に調査し、とりまとめた情報を地方自治体等に提供するなど、環境省として必要な支援に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>さらに、適正処理の円滑な推進の観点から、調査結果に基づいて、必要に応じて有識者や関係団体等からの意見聴取を行った上で、必要な対応を検討し、御提案のありました条例等の負担軽減も含め、必要な措置を講ずることとしていただいております。</p> <p>※その他の御指摘への回答については、別紙に記載。</p>	<p>6【環境省】</p> <p>(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)</p> <p>非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)については、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議や災害廃棄物の処理に係る地域ブロック協議会等を活用し、既に制定されている条例の事例等も示しつつ、地方公共団体において条例が制定されるよう、積極的な周知・助言等を行う。</p> <p>また、当該特例措置の利用を含めた災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、国において、処理施設の所在地等を把握するための調査を2018年度中に行い、同調査結果を整理した上で、特例規定に基づく条例の策定状況、災害廃棄物の受入可能な廃棄物処理施設及び災害廃棄物の処理に関する支障や課題について、地方公共団体に対して2018年度中に調査を行う。その後、取りまとめた情報を地方公共団体に提供するなど、必要な支援を適切に行う。</p> <p>あわせて、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理の推進の観点から、当該調査結果に基づき、有識者や関係団体等から意見聴取を行った上で、特例規定に基づく条例制定の負担軽減も含め、必要な対応を検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>省令、通知等</p> <p>令和元年度中に非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)に関する条例制定事例集を策定し、周知を実施。</p> <p>その後、令和2年7月16日、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16の規定に係る一部改正を実施。</p> <p>令和2年7月16日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第18号)を公布・施行し、産業廃棄物処理施設の設置者等が、非常災害のために必要な急措置として災害廃棄物処理するときは、その処理を開始した後、遅滞なく届出を行うことにより、当該産業廃棄物処理施設の設置許可に係る産業廃棄物同一の種類のものに限らず、当該施設において平時から中間処理している産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を処理することができることとした。</p> <p>このため、廃棄物処理法施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設のうち、平時から廃石膏ボードを処理している施設であれば、災害廃棄物たる廃石膏ボードについても事後届出により処理が可能となった。</p>	<p>また、令和2年7月16日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第18号)を公布・施行し、産業廃棄物処理施設の設置者等が、非常災害のために必要な急措置として災害廃棄物処理するときは、その処理を開始した後、遅滞なく届出を行うことにより、当該産業廃棄物処理施設の設置許可に係る産業廃棄物同一の種類のものに限らず、当該施設において平時から中間処理している産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を処理することができることとした。</p> <p>このため、廃棄物処理法施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設のうち、平時から廃石膏ボードを処理している施設であれば、災害廃棄物たる廃石膏ボードについても事後届出により処理が可能となった。</p>			
	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>平成30年8月にプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略(以下「プラスチック資源循環戦略」という。)の在り方について、環境大臣から中央環境審議会に諮問を行い、中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略小委員会における議論が開始されたところです。本小委の議論を踏まえ、パブリックコメントをした上で、平成31年6月までにプラスチック資源循環戦略を策定する予定です。</p> <p>本戦略の策定結果を踏まえ、必要な検討を行う予定です。</p>	<p><平30></p> <p>6【環境省】</p> <p>(7) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)</p> <p>市町村とリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合)に基づき、同報告書の取りまとめから5年を目標として行うこととされている容器包装リサイクル制度の検討及び必要に応じた見直しの中で、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(関係府省：経済産業省)</p> <p><令3></p> <p>5【環境省】</p> <p>(7) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)</p> <p>(ii) 市町村が行うプラスチック製容器包装廃棄物の再商品化に向けた選別作業については、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令3法60。以下この事項において「法」という。))において、再商品化計画の認定を受けた市町村は、当該選別作業を実施することなく、再商品化実施者に選別作業を委託できる(法35条)ところ、法は公布(令和3年6月11日)後1年以内に施行することとされており、今後、関係政令を整備の上、速やかに施行する。</p> <p>(関係府省：経済産業省)</p>	<p>法律</p> <p>新法である「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が第204回国会の審議を経て令和3年6月4日に成立。同月11日に公布され、令和4年4月1日から施行される。</p>	<p>市町村とリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合)に基づき、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討を行った。また、令和元年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」や令和3年1月に取りまとめられた「今後のプラスチック資源循環政策のあり方について」を踏まえて、令和3年3月政府としてプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案を閣議決定。令和3年6月4日に成立。同月11日公布。令和3年9月に開催した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議(第9回、第10回)において、政省令・告示案を審議した。また、令和3年10月から11月にかけてパブリックコメントを実施。令和3年11月に開催した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議(第11回)において、パブリックコメントを踏まえて修正した政省令・告示案を審議いただいた上でとりまとめ、令和4年1月19日に政省令・告示が公布された。</p>				